

## 鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係るガイドライン（平成 29 年 3 月 31 日制定）の改正について

### 1. 改正理由

主に小形風力発電施設についての取扱いを明確にする。

### 2. 改正の対象とするガイドライン

再生可能エネルギー供給施設に係る鶴岡市のガイドラインについて、現時点では次のAとBの2種類を定めているが、このうちAの「基本ガイドライン」を改正する。

| ガイドライン名                           | 対象施設   |
|-----------------------------------|--|
| A 鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン | 10kW 以上 100kW 未満の風力発電施設、及び太陽光、小水力、バイオマスその他の再生可能エネルギー供給設備に関するもの |
| B 鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン      | 100kW 以上の風力発電設備に関するもの  |

### 3. 改正の概要

#### (1) 対象施設

- ・専ら自家消費を目的とする施設に関して、現在のガイドラインは単に対象外としているが、これを改め、適切な設置と維持管理を求める形で定める。
- ・自家消費以外の施設に関して、風力発電施設については現在のガイドラインで「10kW 以上 100kW 未満」を対象とするものとしているが、これを「100kW 未満」に改める。

#### (2) 風力発電施設に関する住宅等からの距離

- ・100kW 未満の風力発電施設について、距離の目安を新たに定める。

| 項目           | A 鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインの内容   |   | B 鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の内容  |
|--------------|--|---|---|
|              | 現在                                     | 改正案   |   |
| (1) 対象施設     | ○専ら自家消費を目的とした施設は除く。                    | ○専ら自家消費を目的とした施設は、周辺環境等に配慮した設置と適切な維持管理に努めること。  | <u>100kW 以上</u>   |
|              | ○（自家消費以外）風力発電は <u>10kW 以上 100kW 未満</u> | ○自家消費以外では、風力発電は <u>100kW 未満</u>   |   |
| (2) 住宅等からの距離 | 距離制限の記載なし。                             | （自家消費以外）住宅等と当該風力発電施設との距離が地上と風車の最高との長さの3倍以上とすること。<br>ただし、その距離が <u>300m</u> に満たないときは <u>300m</u> 以上とすること。 | 住宅等と当該風力発電施設との距離が地上と風車の最高との長さの3倍以上とすること。<br>ただし、その距離が <u>600m</u> に満たないときは <u>600m</u> 以上とすること。 |

※「住宅等」とは、住宅のほか学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等、及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。